

名護防衛事務所における建設工事の実施に関する達を次のように定める。

平成 26 年 8 月 25 日

沖縄防衛局長 井上 一徳

名護防衛事務所における建設工事の実施に関する達

改正 平成 27 年 10 月 1 日沖縄防衛局達第 6 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条―第 3 条）

第 2 章 直轄工事等（第 4 条―第 8 条）

第 3 章 設計変更等（第 9 条・第 10 条）

第 4 章 引渡し後の措置（第 11 条）

第 5 章 雑則（第 12 条）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この達は、名護防衛事務所における建設工事の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

（総則）

第 2 条 名護防衛事務所の実施する建設工事については、防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令（平成 19 年防衛省訓令第 66 号。以下「取得等訓令」という。）、提供施設に係る整備の事務処理手続に関する訓令（平成 20 年防衛省訓令第 35 号。以下「提供施設整備訓令」という。）及び提供施設の管理、緩衝地帯の整備等に係る工事の事務処理手続に関する訓令（平成 19 年防衛省訓令第 132 号。以下「管理工事訓令」という。）並びに建設工事の実施に関する法令に定めるもののほか、この達の定めるところによる。

（用語の定義）

第 3 条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 工事 取得等訓令第 4 条第 3 号に規定する工事をいう。
- （2） 取得等要求機関の長 取得等訓令第 4 条第 7 号に規定する取得等要求機関の長をいう。
- （3） 実施計画書等 取得等訓令第 8 条及び第 10 条に規定する実施計画書、提供施設整備訓令第 6 条及び第 8 条に規定する整備工事实施計画書及び管理工事訓令第 6 条及び第 8 条に規定する提供財産保全等工事計画書をいう。
- （4） 直轄工事 取得等訓令第 4 条第 8 号に規定する直轄工事をいう。
- （5） 整備工事 提供施設整備訓令第 3 条第 2 項に規定する整備工事をいう。
- （6） 提供財産保全等工事 管理工事訓令第 3 条第 1 号に規定する提供財産保全等工事をいう。

第2章 直轄工事等

(設計書等の作成)

第4条 名護防衛事務所長は、沖縄防衛局長（以下「局長」という。）から直轄工事、整備工事及び提供財産保全等工事（以下「直轄工事等」という。）について実施計画書等に基づく指示を受けたときは、局長と調整の上、実施計画書等に基づき、工事設計図、仕様書、予定価格の基礎となる積算価格内訳明細書その他設計の根拠を示す書類を作成するものとする。

(業者の選定)

第5条 名護防衛事務所長は、別に定めるところにより、工事の契約に関する工事受注者の選定を行うものとする。

(入札状況の報告等)

第6条 名護防衛事務所長は、契約締結後速やかに、工事入札状況調書を作成の上、局長に送付するものとする。

(工事の完成物件の引渡し)

第7条 名護防衛事務所長は、完成検査に合格した物件を工事の受注者から受領したときは、国有財産登録資料を添え、部局長（防衛省所管国有財産取扱規則（平成18年防衛庁訓令第118号）第2条に規定する沖縄防衛局における部局長をいう。次項において同じ。）に引き渡すための資料を局長に送付するものとする。

2 名護防衛事務所長は、直轄工事等において国有財産の取壊しの完了を確認したときは、国有財産登録資料を部局長に送付するものとする。

(工事等成績の考査)

第8条 名護防衛事務所長は、工事成績評定要領について（防整技第15542号。27.10.1）及び技術業務委託における受注者の業務成績評定について（防整技第15569号。27.10.1）に定めるところにより、工事等受注者の成績を考査し、その結果を沖縄防衛局調達部長に通知するものとする。

2 沖縄防衛局調達部長は、通知された工事成績を取りまとめの上、局長に報告するものとする。

第3章 設計変更等

(設計変更)

第9条 名護防衛事務所長は、直轄工事等の実施に伴い現地の条件に適合させるため、設計を変更する必要があるときは、実施計画書等の趣旨に従い、かつ、当該工事に使用し得る予算の範囲内である場合に限り、局長と調整の上、設計変更を行うことができる。

(工事費の流用の報告)

第10条 名護防衛事務所長は、直轄工事について取得等訓令第11条の規定に基づき経費を流用した場合は、速やかに、工事の実施細目について（防整技第15551号。27.10.1）別記第2号様式による工事費等流用報告書を局長に提出するものとする。

第4章 引渡し後の措置

(瑕疵修補の要否の調査及び通知、瑕疵修補の実施)

第11条 局長は、供用事務担当官等から、完成した施設の不具合に関する連絡を受けた場合は、第4条により名護防衛事務所に実施計画書等に基づく指示をした工事に限って

は、速やかにその対応について名護防衛事務所長に命じて、供用事務担当官等と調整を行わせ、その結果を報告させるものとする。

2 名護防衛事務所長は、瑕疵修補の請求を行うか否かの決定及び瑕疵修補の内容の決定に当たっては、局長と調整を行うものとする。

3 局長は、前項において調整した瑕疵修補の請求を行うか否かの決定及び瑕疵修補の内容の決定に当たっては、取得等要求機関の長と調整を行うものとする。なお、これらを決定したときは、その内容を速やかに取得等要求機関の長に通知し、その写しを名護防衛事務所に送付するものとする。

第5章 雑則

(負担金工事)

第12条 直轄工事等の実施に伴い国費支弁により納付すべき負担金に係る相手方の工事に関し、名護防衛事務所において行う手続等については、第2章の規定を準用する。ただし、負担金に係る相手方の工事については、第8条に規定する工事成績の考査を適用しない。

附 則

この達は、平成26年8月25日から施行する。

附 則（平成27年10月1日沖縄防衛局達第6号）

この達は、平成27年10月1日から施行する。